

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告 準備書面 43

令和元年11月15日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

第1 はじめに

被告は、平成27年11月19日付準備書面(19)37頁以下(結論につき47頁)や令和元年8月2日付求釈明回答書面1頁以下において、南海トラフの巨大地震モデル検討会の報告を前提とした津波シミュレーションの結果、「敷地に最も影響を与える津波」(津波)における最大上昇水位は T.P.+6.1m、防波壁前面での最大上昇水位は T.P.+21.1m であるから、津波が防波壁を越流することはない旨主張する。

そこで、今一度改めて南海トラフの巨大地震モデル検討会の報告や静岡県津波浸水想定を検討し、被告の津波想定が不十分であることを指摘する。

第2 南海トラフの巨大地震モデル検討会等の津波想定

1 南海トラフの巨大地震モデル検討会

(1) 津波高の基準地点

同検討会第二次報告¹「津波断層モデル編 -津波断層モデルと津波高・浸水域等について-」(乙B第39号証の1, 甲B第37号証)19頁では、「海岸の津波高は、原則として、陸域メッシュと海域メッシュの境界から3メッシュ沖合(海岸線から概ね20m~30m 沖合)の海域メッシュにおける津波高さとし、港湾等の岸壁、堤防、砂浜海岸、海食崖等、海岸の形状等の区別なく当該市町村の全ての海岸線にわたり算出した。」とされている。

(2) 津波の最高水位

同第二次報告追加資料「各原子力発電所付近の最高水位」において、浜岡原子力発電所では、ケース①⑥⑧にて最高水位となり、最高水位は19mとされている。

(3) 堤防等の考慮について

第二次報告「津波断層モデル編 -津波断層モデルと津波高・浸水域等につ

¹ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/model/index.html>

いて-」では、津波高はもとより、津波の浸水域・浸水深等の推計が行われている（乙 B 第 3 9 号証の 1，甲 B 第 3 7 号証 1 1 頁）。

浸水域・浸水深等の推計においては、堤防の存在が影響するため、堤防が機能する場合・機能しない場合の条件を定めて検討がなされている。

2 静岡県の津波浸水想定

静岡県では、平成 2 5 年 6 月に静岡県第 4 次地震被害想定を公表しており、その中で静岡県に被害を及ぼす L1 津波、L2 津波²についても検討している。

(1) 津波高の基準点

「静岡県津波浸水想定について（解説）」（甲 B 第 9 2 号証）4 頁では、津波の水位につき「津波襲来時の海岸線から沖合約 30m の地点における、地域海岸ごとの東京湾平均海面からの津波高さ」とされている。

図：各種高さの模式図（上記想定 4 頁より引用）



※津波水位は地盤沈降量を考慮した値

(2) 津波の最高水位

上記想定における市町村ごとの津波の最高水位に関し、御前崎市における津波の最高水位は 19m である（上記想定 1 0 頁）。

² L1 津波…防潮堤など構造物によって津波の内陸への進入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波。

L2 津波…住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波。
「静岡県津波浸水想定について（解説）」 1 頁より。

図：市町別最高水位（甲 B 第 9 2 号証 1 0 頁より抜粋）

表一 3 市町別最高津波水位・影響開始時間・最大津波到達時間

市町名	最高津波水位 (T. P. m)	影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)
静岡市駿河区	12	3	16
静岡市清水区	11	2	13
御前崎市	19	4	20

(3) 上記想定を超える津波が発生する可能性

上記想定 1 0 頁においては、「この津波想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が襲来し、津波の水位が大きくなる可能性があります。」との注意書きが付されている。

第 3 原告準備書面 4 1 に対する令和元年 8 月 2 日付被告回答についての検討

上記を踏まえ、被告の令和元年 8 月 2 日付「原告準備書面 4 1 における『求釈明』に対する回答」の回答結果について検討する。

1 前提（求釈明の意図）

念のため補足すると、令和元年 5 月 2 0 日付原告準備書面 4 1 求釈明の「1 想定津波」(1)(2)（海浜波打ち際等の津波高等）については、被告の津波シミュレーション結果と、南海トラフの巨大地震モデル検討会や静岡県内の各津波想定との整合性を問うために求めたものである。

2 津波第 1 波の津波高（水位）が低すぎることに

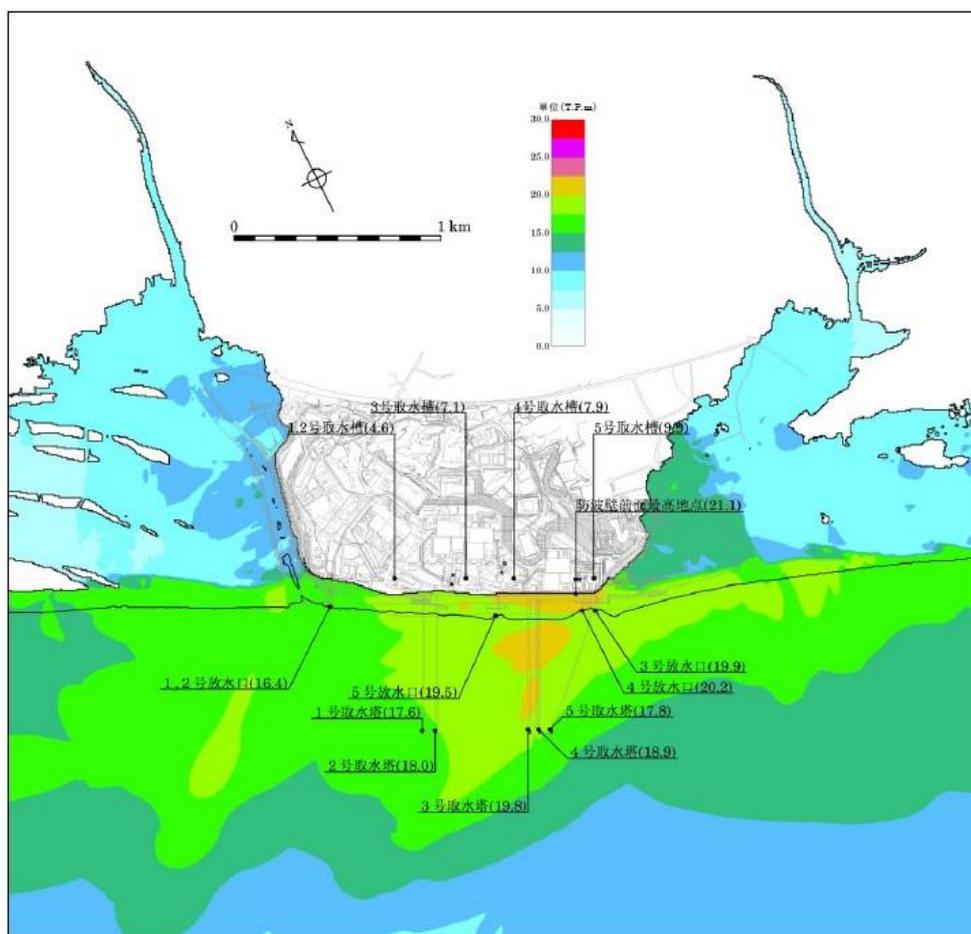
上記求釈明回答 6 頁中盤以降によると、「被告の津波シミュレーションにおいて、敷地及びその周辺に最も大きな影響を及ぼしているのは、地震発生約 2 0 分後に敷地及びその周辺に到来する津波の第 1 波である。」とし、これが本件原子力発電所の各取水塔に到来した時点の当該地点の水位は「概ねまず T.P.+10m 前後となって」いるという。

上記津波は、砂丘堤防を経て防波壁前面まで遡上し、防波壁前面で最大水位

T.P.+20.7m を生じさせた後、一部は越流しつつも防波壁に反射され、概ね上記の最大水位を保って海側に戻っていき、各放水口地点での最大水位 T.P.+16.2 ないし 19.8m 及び各取水塔地点での最大水位 T.P.+17.5m ないし 20.4m を生じさせると説明されている。

つまり、被告の津波シミュレーションでは、津波の第1波襲来時の津波高さは取水塔地点で T.P.+10m に止まっており、防波壁での遡上についても、これを前提・同一条件として行われているのである。

そして、本回答により、乙 B 第 5 2 号証 6-6-103 頁第 6-4-1-22 図（下に引用）における各放水口及び各取水塔の最大水位は、津波の第1波襲来時ではなく、いわゆる引き波による水位上昇であることが判明した。



- 3 第1波到来時に、少なくとも T.P.+19m となる津波を想定すべきこと
上記のとおり、南海トラフの巨大地震モデル検討会及び静岡県各津波想定に

においては、津波水位の基準地点は海岸線から沖合（20m ないし）30m 地点とされており、御前崎市における同地点の最大津波高さ・水位は T.P.+19m とされている。

それにもかかわらず、被告の津波シミュレーションにおける津波の第1波襲来時の津波高さは取水塔地点で T.P.+10m に止まっており、不十分というほかない。

被告の検討結果は、原子力発電所の再稼働ありきのものとして評価せざるを得ない。

以 上